

監査委員告示第 2 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により監査結果公表する。

令和 3年 1月 4日

東員町監査委員 近藤 貢

東員町監査委員 島田 正彦

- 1 監査実施日
令和 2年11月18日（水）
- 2 監査の実施個所
地域福祉課
- 3 監査の対象
社会福祉法人運営補助金（社会福祉法人いずみ）
- 4 監査の範囲
令和元年度に東員町が交付した補助金に係る出納、その他の事務の執行状況。
- 5 監査の方法
補助金出納事務について、適正に執行されているか関係書類等を審査するとともに、関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。
- 6 監査の結果等
関係書類の審査、担当課職員からの説明徴取等により監査を実施した結果、監査対象の補助金は、補助目的に沿って運用され、適切に執行されていると認められた。

今後も前例踏襲にとらわれず、時代に沿った取り組みに努められたい。

7 その他

今監査において、支出根拠となる要綱に記載誤りが判明した。法的な拘束力がないとはいえ、町の重要な内部事務の取扱いについて定めた「要綱」が誤っていることは、その事務自体の正当性に疑義を生じさせることにもなりかねないので、早急に更正されたい。